

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第10回）会議録

- 1 開催日時
平成27年4月2日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第50号議案 選挙人名簿の登録について
第51号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第52号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第10回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、愛知県議会議員一般選挙関係の議案3件でございます。 御審議の程、よろしく申し上げます。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、議案と併せて配付していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第50号議案「選挙人名簿の登録について」、第51号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第50号議案、第51号議案を一括してご説明いたします。</p> <p>初めに第50号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>次に第51号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>従いまして、今回の登録は平成27年4月2日を登録基準日及び登録日としまして、平成27年3月2日の定時登録以降の該当者について、選挙人名簿の登録と抹消を別冊のとおり行うものでございます。</p>

	<p>第50号議案を一枚はねていただきますと、資料を添付してごきます。被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、住所要件としてその者の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成7年3月3日から平成7年4月13日までの出生者、住所要件が平成26年12月2日から平成27年1月2日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第51号議案の2枚目の資料をご覧ください。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている方が死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が選挙人名簿から抹消する事由となっております。</p> <p>すなわち今回登録を抹消される方は、平成27年3月2日から平成27年4月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成26年11月2日から平成26年12月1日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に本日配布しました選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。参考までに、投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、各自ご覧いただければと思います。</p> <p>第50号議案及び第51号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第50号議案及び第51号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第50号議案及び第51号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第50号議案及び第51号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第52号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第52号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、本日第51号議案で登録を抹消した方は、基準日が4月2日であり、11月2日から12月1日までの転出者でございます。これから選挙期間中に、12月2日から12月11日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、</p>

	<p>毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第52号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第52号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第52号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第52号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認 <立候補受付></p>

	<p>平成27年4月3日（金）午前8時30分～午後5時</p> <p>於：市役所3階講堂</p> <p><氏名等掲示掲載順序を定めるくじ></p> <p>平成27年4月3日（金）午後5時30分から</p> <p>於：市役所3階講堂1</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>
	<p>(個人演説会指定施設候補の城山コミュニティセンター視察)</p>